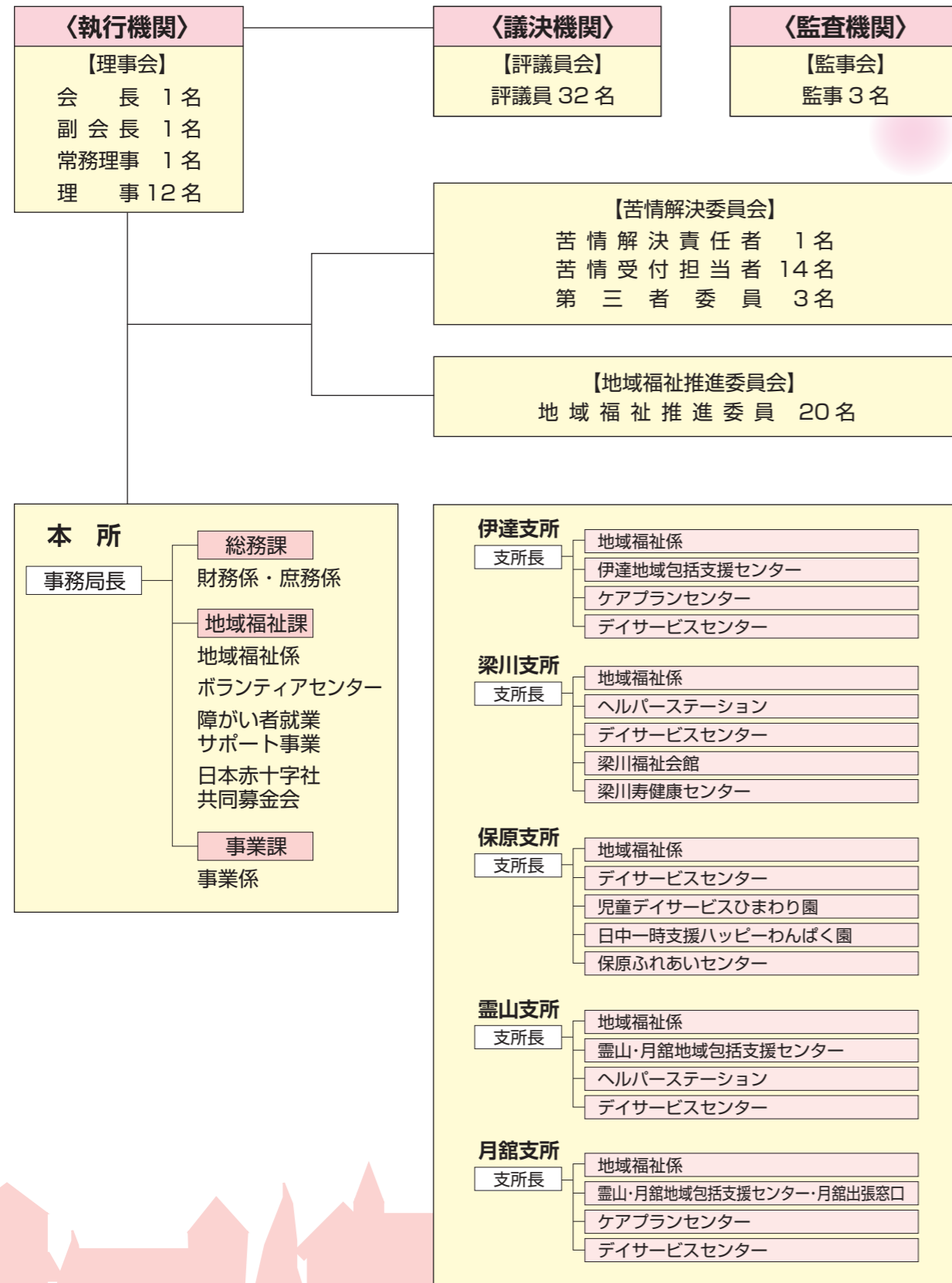




「伊達市社会福祉協議会」のご紹介



伊達市社会福祉協議会の組織は？



社会福祉協議会とは？

社会福祉法に基づきすべての市町村に設置されている社会福祉法人の民間組織です。
社会福祉協議会（略して「社協[しゃきょう]」といいます）は、地域に暮らす皆様のほか、民生・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、社会福祉行政機関、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざした活動をおこなっています。

会員制度とは？

社会福祉協議会は、住民主体の民間団体として、みなさまに会員になっていただき参加協力を得て地域福祉事業を展開しております。
会員制度は、次のとおりです。

共に助けあい支えあう
地域社会づくりのために
みなさんの声を
お寄せください

年会費

一般会員（各世帯）	1口 1,000円
特別会員（特に賛同していただける方）	1口 3,000円
法人会員（法人、事業所、団体等）	1口 5,000円

活動の財源は？

社会福祉協議会の活動を進めていくための財源として、住民のみなさんからの会費や寄付金が基盤となっています。また、県共同募金会からの配分金も社協の事業を展開する上で重要なものとなっています。このほか、県、市からの補助金、受託事業のための受託金で運営しております。

具体的な事業・活動は？

社会福祉協議会の事業は、大きく分けて「地域福祉事業」と「福祉サービス事業」の二本立てで活動しています。

「地域福祉事業」では、住民参加による地域福祉の推進。福祉のまちづくり推進、ボランティア活動・市民活動の推進を行っています。

「福祉サービス事業」では、介護保険制度・障害者自立支援法に基づき在宅福祉サービスを行っております。

（詳細は、次ページから掲載しております。）